

働き方・職場環境改革に係るモニタリング調査等委託業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和8年3月26日

奈良県知事 山下 真

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

働き方・職場環境改革に係るモニタリング調査等委託業務

(2) 目的

本業務では、奈良県庁における働き方・職場環境改革を推進していくため、取組に対する職員の意識変化を的確に把握し、組織状態や課題の分析、対応策の検討等に活用できる調査（以下「モニタリング調査」という。）を実施する。

さらに、組織運営において中心的役割を果たす管理職が職場環境に与えている影響等を部下職員が評価する 360 度評価を実施するとともに、モニタリング調査や 360 度評価の結果を管理職の人事評価に活用可能な形に集約する。

(3) 業務内容

別紙「働き方・職場環境改革に係るモニタリング調査等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 契約金額の上限

31,949,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

本業務の企画提案に単独で参加する者は、(1) から (7) の要件をすべて備えていること。

また、複数の事業者から構成される組織体（以下「共同企業体」という。）で参加する者は、(8) から (10) の要件をすべて備えていること。

(1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類「Q 役務の提供」、中分類「4 検査・分析・調査業務」、小分類「③ 調査分析業務」又は大分類「Q 役務の提供」、中分類「7 諸サービス」、小分類「⑮ その他サービス」に組織・人事マネジメント又はこれに類する業務内容で登録をしている者であること。

（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和8年5月13日10時）までに登録を完了していなければ、本業務に関する参加資格を喪失するものとする。）

(2) 同種業務を公告日から起算して過去5年以内に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※同種業務：

モニタリング調査（組織診断・診断結果に基づく組織改善支援等）又は 360 度評価実施業務

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定の各号に該当していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (8) 共同企業体のすべての構成事業者が（1）及び（3）～（7）の条件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のうち、いずれかの構成事業者が（2）の条件を満たしていること。
- (10) 共同企業体の構成事業者が、他の共同企業体の構成事業者として、又は単独で本業務に重複参加していないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30
奈良県総務部行政・人材マネジメント課行政・働き方係
電話番号：0742-27-8358
- (2) 実施要領及び仕様書の配布
「働き方・職場環境改革に係るモニタリング調査等委託業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び仕様書は、令和 8 年 3 月 26 日から 4 月 13 日 12 時までの間に、（1）の担当部局又はインターネット上の「奈良県総務部行政・人材マネジメント課ホームページ」にて配布する。
ただし、（1）の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までの間は除く。）とする。
- (3) 参加表明書、企画提案書等の提出
詳細は、実施要領に示すところによる。
- (4) 説明会の開催
本業務の企画提案等に関する説明会は開催しない。
- (5) 質問の受付
詳細は、実施要領に示すところによる。

4. 受託者の選定

「働き方・職場環境改革に係るモニタリング調査等委託業務受託者選定審査委員会」が、提出された企画提案書等により選定を行う。詳細は、実施要領に示すところによる。

5. その他

- (1) 本業務の企画提案及び契約に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) その他、詳細は実施要領及び仕様書に示すところによる。